

国民健康保険への加入・脱退の手続きをお忘れなく！

就職や退職などにより国民健康保険へ加入・脱退する場合は必ず役場で手続きをしてください。



【退職したとき】

職場の健康保険をやめたときは、14日以内に加入手続きを行ってください。

※国民健康保険税は、資格を得た月までさかのぼって支払うこととなります。

また、保険証がない間の医療費は、全額自己負担になります。

会社を退職後の健康保険は？

①健康保険を任意継続

退職後原則20日以内に職場へ申請すれば、現在の健康保険を2年間継続できる場合があります。

②健康保険の扶養認定

健康保険の扶養者として認定されないか、ご家族の職場へご確認ください。

③国民健康保険に加入

①および②に該当しない場合は国民健康保険に加入の手続きをしてください。

【就職したとき】

職場の健康保険に加入したときは、14日以内に脱退の手続きをしてください。

※職場では国民健康保険脱退の手続きはしてもらえませんので必ず役場の窓口で手続きをしてください。

脱退の手続きをしないと、国民健康保険税が賦課されたままになります。

また、国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合があります。

◆問い合わせ先

住民生活課

☎0859・54・5210



水道課から

すでに下水道の供用が始まっている区域で接続工事がまだのご家庭は、早めの接続をお願いします。

接続工事は指定工事店で

各家庭での下水道の接続工事やトイレの水洗化工事は、必ず大山町指定の「大山町排水設備指定工事店」へお申込みください。「指定工事店」以外の工事では無効となり、工事のやり直しをしていただくこととなります。

「大山町排水設備指定工事店」の名簿は、大山町ホームページにも掲載しておりますが、ご入用の方は、水道課・各支所の総合窓口室に準備しておりますので、ご利用ください。

悪質な点検商法にご注意を

役場の職員を装ったり、「役場の委託を受けた」などと言って、「ご家庭の下水管などの点検を行うなど、高額費用

での点検・清掃をする業者があります。

ご家庭の排水設備は、個人の設備ですので、維持管理は各個人で行っていただくことになっており、町は点検や修理は行いませんし、業者にも委託しておりません。

訪問を受けたときは、十分に説明を受け、安易に契約せず、必要がなければはっきりとお断りください。

下水管が詰まったりしたときは、排水設備工事を依頼した指定工事店へ相談してください。

下水道使用上の注意

下水道は、何でも流せるものではありません。異物が流れることで、下水管のつまり、ポンプの故障が多発しています。正しくお使いください。

- 油類は管がつまる原因です。古くなったてんぷら油などは、流さないようにしてください。
- 野菜くず、残飯等は流さないようにしてください。
- 紙おむつ、たばこの吸い殻等は流さないようにしてください。

●タオル、下着など、誤って流さないようにしてください。

●汚水マスは、管を点検・清掃するためのものですので、直接これに汚物、異物を投入しないでください。

下水道使用料

算定人数の変更

一般家庭の下水道使用料は、住民登録人数を基に算定していますが、1年以上の長期不在者がいる場合は、証明書を添えて算定人数の変更ができます。

【該当事由と添付書類】

1. 老人ホーム、介護施設、病院などの各種施設等に1年以上入所の場合

※施設の証明書が必要です
2. その他の事情により1年以上居住していない場合
(学生・単身赴任は該当しません)

※区長・民生委員等の証明書が必要です

◆問い合わせ先 水道課

☎0859・54・5204